

困難な問題を抱える女性の支援に関する基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、市町村は国の基本方針に即し、かつ都道府県が策定する基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本法律は、女性が日常生活、社会生活を営むにあたり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いこと、そして女性の抱える問題が多様化、複合化しているために複雑になっていることを踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることで、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として制定されたものです。

本市においては、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等へのつなぎ等を実施するため、本計画を策定することとしました。

※ 支援対象となる「困難な問題を抱える女性」（定義、法第2条等参照）

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、及びそのおそれのある女性であり、年齢、障害の有無、国籍等問わず支援の対象となります

2 計画策定に向けた今後のスケジュール（予定）

令和6年

- 8月～ ・ 困難な問題を抱える女性の現状について整理
・ 市等の関係部署へ支援の取組みを調査
- 9月 ・ 民間団体の取組みを調査
・ 困難な問題を抱える女性にウェブアンケートを実施
・ 男女共同参画審議会（1回目） 諮問
- 10月 ・ 審議会委員あてに意見照会
- 11月 ・ 男女共同参画審議会（2回目） 答申案検討
- 12月 ・ 男女共同参画審議会答申
・ 庁内意見の聴取（推進会議、幹事会）計画案協議
・ パブリックコメント

令和7年

- 2月 ・ 庁内意見の聴取（推進会議、幹事会）最終案
・ 男女共同参画審議会（3回目）最終案報告
- 3月 ・ 計画策定